平成２１年（フ）第５９２号
川崎市麻生区高石１丁目23番25―402号
債務者　樋山惠美子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５９４号
川崎市中原区中丸子630番地
債務者　松井　矩子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６００号
川崎市多摩区宿河原５丁目１番９号　クリーンハイツ102
債務者　小杉　直也
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６０２号
川崎市幸区小向西町１丁目14番地１　ライオンズマンション新川崎第２　401
債務者　友野美和子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６０３号
川崎市中原区新城中町３番10号　乃ぐ知荘２―２
債務者　花田　智子（旧姓山谷）
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６０６号
川崎市幸区小倉815番地26　ルミエール亀谷401
債務者　藤森　弘子（旧姓和田・安井）
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６０８号
川崎市中原区新城１丁目12番５―502号
債務者　松山　盛夫
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６０９号
川崎市多摩区宿河原３丁目17番17号
債務者　小島　純一
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６１１号
川崎市宮前区小台１丁目15番地12　ハイムスパロ201
債務者　鶴井　　和
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６１５号
川崎市高津区久本１丁目17番１―313号　ハイネス溝の口
債務者　澤井　泰三
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６１６号
川崎市高津区久本１丁目17番１―313号　ハイネス溝の口
債務者　澤井佐知子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４０８号
石川県石川郡野々市町本町４丁目15番23号
債務者　林下　徹也
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４２７号
金沢市神田２丁目９番16号　サンパレス21　203号
債務者　島　　利幸
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４２８号
金沢市神田２丁目９番16号　サンパレス21　203号室
債務者　島　　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４３６号
金沢市畝田西２丁目23番地２　アンソレイユⅡ302号
債務者　山下　智文（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１５７１号
名古屋市中区新栄１丁目24番15号　アジリア新栄701号
債務者　足立　成俊
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７６３号
神奈川県川崎市川崎区大島４丁目９番９号
債務者　三浦安子こと　南　　敬順
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７６４号
愛知県犬山市中唐曽65番地５
債務者　南相英こと　南　　昌男
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部